



○長野県告示第89号

平成6年長野県告示第130号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

本則中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）本則第2項」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項」に改める。

表のⅠの項中

小諸市	付表の小諸市の項の地域	を
-----	-------------	---

小諸市	付表の小諸市の項の地域	に、
中野市	付表の中野市の項の地域	
飯山市	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 付表の飯山市の項の地域	

小県郡丸子町	付表の丸子町の項の地域	を
--------	-------------	---

小県郡丸子町	付表の丸子町の項の地域	に改め、同
上高井郡小布施町	付表の小布施町の項の地域	
上水内郡豊野町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表の豊野町の項の地域	

表のⅡの項中

上田市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	を
上田市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	に、
飯山市	商業地域 準工業地域	」
北佐久郡浅科村	付表の浅科村2の項の地域	を
北佐久郡浅科村	付表の浅科村2の項の地域	に改め、同
上水内郡豊野町	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	」
表の付表の長野市1の項中		
シ	大字三才字將軍塚の一部 字鳥町の一部	を
シ	大字三才字將軍塚の一部 字鳥町の一部	に改め、同
ス	大字赤沼字西通の一部 字堰内の一部 字寺浦 字西宮配の一部 字北宮配の一部 字八配の一部 字嫁持土 字大道橋の一部 字南大道橋の一部 字新田の一部 字清水	」
付表の長野市2の項中		
カ	大字三才字西河原の一部 字福地蔵の一部 字青木の一部	を
カ	大字三才字西河原の一部 字福地蔵の一部 字青木の一部	に改め、同
キ	大字赤沼堰内の一部 字下河原土堤内 字聖下の一部	」
付表中		
小諸市	小諸市のうち次に掲げる地域 ア 大字耳取字五領の一部	を

小 諸 市	小諸市のうち次に掲げる地域 ア 大字耳取字五領の一部
中 野 市	中野市のうち、次に掲げる地域 ア 大字立ヶ花字南原の一部 イ 大字厚貝字裏田の一部 字谷地添の一部 字壁田境の一部 字山根 字村下の一部 字屋敷添の一部 字林畦の一部 字前畑の一部 ウ 大字壁田字山際の一部 エ 大字壁田字谷地の一部 字上河原の一部 字廊清水の一部 字狐畑の一部 オ 大字笠原字大新田の一部 カ 大字赤岩字大道上の一部 字新藏坊の一部 字宮ノ下の一部 字宮裏の一部 字澁田の一部 字道陸の一部 キ 大字岩井字浦窪の一部
飯 山 市	飯山市のうち、次に掲げる地域 ア 大字飯山字赤畑の一部 字元宮の一部

に、

丸 子 町	小県郡丸子町のうち次に掲げる地域 ア 大字長瀬字宮原の一部 字町尻の一部 字阿ら堰の一部 字東屋敷の一部 字逸見の一部 字山根の一部 字八反田の一部 字下屋敷の一部 字中屋敷の一部 字杭下 字三角 字石原田 イ 大字生田字上平の一部 字坂下の一部 字二ツ山の一部
-------	--

を

丸 子 町	小県郡丸子町のうち次に掲げる地域 ア 大字長瀬字宮原の一部 字町尻の一部 字阿ら堰の一部 字東屋敷の一部 字逸見の一部 字山根の一部 字八反田の一部 字下屋敷の一部 字中屋敷の一部 字杭下 字三角 字石原田 イ 大字生田字上平の一部 字坂下の一部 字二ツ山の一部
小布施町	上高井郡小布施町のうち、次に掲げる地域 ア 大字小布施字吉島の一部
豊野町	上水内郡豊野町のうち、次に掲げる地域 ア 大字浅野字町尻の一部 イ 大字蟹沢字中谷地の一部

に改める。

公 害 課

○長野県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
諏訪市大字上諏訪字百姓地6288番の1地先から 諏訪市大字上諏訪字山之神道下7692番の1地先まで	旧	5.0~14.0	0.3977
同 上	新	6.0~15.6	0.3977

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 諏訪茅野線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
諏訪市大字四賀字狐平7016番の9地先から 諏訪市大字四賀字霧ヶ峰7718番の16地先まで	旧	8.2~32.0	0.5847
同 上	新	9.6~32.0	0.5847

道路維持課

○長野県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 153号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北原1849番地先から 上伊那郡辰野町大字伊那富字大原9411番の2地先まで		旧	8.4~13.4	0.5451
同	上	新	10.5~16.5	0.5460

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那生田飯田線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
駒ヶ根市東伊那2461番地先から 駒ヶ根市東伊那324番の1地先まで		旧	6.2~29.0	1.3604
同	上	新	11.6~30.5	1.4911

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那生田飯田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡中川村葛島921番の1地先から 上伊那郡中川村葛島1445番の20地先まで	旧	13.3~39.2	1.0282
同 上	新	10.5~39.2	1.0127

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那辰野停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
伊那市大字伊那部5168番の2地先から 伊那市大字伊那部5058番地先まで	旧	7.5~16.3	0.1170
同 上	新	8.0~19.8	0.1170

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那辰野停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
伊那市大字伊那部7658番地先から 伊那市大字伊那部7900番の1地先まで	旧	8.1~15.3	0.2081
同 上	新	11.0~26.5	0.2079

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 南箕輪沢渡線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
伊那市大字伊那3326番の1地先から 伊那市大字伊那33番の1地先まで	旧	14.2~15.2	0.1042
同 上	新	15.0~24.0	0.1056

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 伊那駒ヶ岳線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
伊那市大字伊那5764番の4地先から 伊那市大字伊那5778番の3地先まで	旧	10.8~15.5	0.1393
同 上	新	10.8~19.8	0.1393

- 8(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 西伊那線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
駒ヶ根市中沢7061番の4地先から 駒ヶ根市中沢7454番の1地先まで	旧	4.9~14.8	0.2346
同 上	新	11.8~29.0	0.2333

- 9(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 芝平高遠線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	上伊那郡高遠町大字山室220番の3地先から 上伊那郡高遠町大字山室229番地先まで	旧	6.3~71.0	0.2999
同	上	新	11.5~71.0	0.2987

道路維持課

○長野県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 151号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	下伊那郡阿南町和合2255番の1地先から 下伊那郡阿南町新野1番の4地先まで	旧	6.4~93.3	0.7867
			6.0~24.4	0.8018
同	上	新	6.4~93.3	0.7867

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 151号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡阿南町新野1番の4地先から 下伊那郡阿南町新野2番の1地先まで	旧	9.5~57.0 ^m	1.1895 ^{km}
			6.0~22.4	0.8127
同	上	新	9.5~57.0	1.1895

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯田富山佐久間線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	飯田市下久堅南原386番の3地先から 飯田市下久堅南原474番の1地先まで	旧	5.2~24.0 ^m	0.1823 ^{km}
			6.2~33.0	0.1812
同	上	新	6.2~33.0	0.1812

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那生田飯田線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	飯田市松尾上溝2982番の9地先から 飯田市鼎東鼎95番の11地先まで	旧	6.6~13.8 ^m	0.4285 ^{km}
			6.6~13.8	0.4271
同	上	新	6.6~13.8	0.4271

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 下条米川飯田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
飯田市千代2649番の6地先から 飯田市千代2570番の1地先まで	旧	3.8~9.5	0.1995
同 上	新	3.8~10.2	0.2001

道路維持課

○長野県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 256号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
木曾郡南木曾町吾妻字鹿ノ島3680番の3地先から 木曾郡南木曾町吾妻字額附入東ヶ沢2797番の1地先まで	旧	21.5~61.0	0.2923
同 上	新	22.4~69.0	0.2923

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 256号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先から 木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先まで	旧	9.2~32.6 ^m	0.2007 ^{km}
		9.2~32.6	0.1750
同 上	新	9.2~26.5	0.2007

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾福島町新開4687番の1地先から 木曾郡木曾福島町新開4587番の1地先まで	旧	5.2~16.8 ^m	0.5310 ^{km}
		5.2~16.8	0.5310
同 上	新	5.2~16.8	0.5310
		14.2~27.0	0.4980

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 奈川木祖線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木祖村大字小木曾5245番の85地先から 木曾郡木祖村大字小木曾4416番の1地先まで	旧	4.0~14.3 ^m	1.0392 ^{km}
		9.0~19.0	1.0392
同 上	新	9.0~19.0	1.0392
		9.0~19.0	1.1027

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 荻原小川線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	木曾郡上松町大字小川2134番の1地先から 木曾郡上松町大字小川2124番の3地先まで	旧	5.6～7.6	0.1960
同	上	新	6.1～26.0	0.1981

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上松御岳線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	木曾郡上松町旭町3番の2地先から 木曾郡上松町正島町1丁目16番の2地先まで	旧	7.0～13.0	0.1689
同	上	新	7.7～17.2	0.1689

道路維持課

○長野県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 信濃信州新線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡小川村大字瀬戸川字四久保			m	km
1165番の2地先から		旧	12.0~16.8	0.0432
上水内郡小川村大字瀬戸川字四久保				
1241番の4地先まで				
同	上	新	14.0~21.3	0.0432

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小川長野線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡中条村大字御山里字東越屋			m	km
6823番の2地先から		旧	5.6~14.0	0.0843
上水内郡中条村大字御山里字南小手屋				
7240番地先まで				
同	上	新	5.6~14.0	0.0832

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 古屋敷境ノ沢線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡中条村大字日下野字古屋敷沖			m	km
5778番の2地先から		旧	6.2~12.4	0.0827
上水内郡中条村大字日下野字松ノ木沖				
5829番の1地先まで				
同	上	新	7.0~13.1	0.0820

道路維持課

○長野県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 諏訪白樺湖小諸線

(2) 供用を開始する区間

諏訪市大字上諏訪字百姓地6288番の1地先から

諏訪市大字上諏訪字山之神道下7692番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

2(1) 路線名 諏訪茅野線

(2) 供用を開始する区間

諏訪市大字四賀字狐平7016番の9地先から

諏訪市大字四賀字霧ヶ峰7718番の16地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

道路維持課

○長野県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 153号
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北原1849番地先から
上伊那郡辰野町大字伊那富字大原9411番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 2 (1) 路線名 伊那生田飯田線
- (2) 供用を開始する区間
駒ヶ根市東伊那2461番地先から
駒ヶ根市東伊那324番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 3 (1) 路線名 伊那生田飯田線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡中川村葛島921番の1地先から
上伊那郡中川村葛島1445番の20地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 4 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市大字伊那部5168番の2地先から
伊那市大字伊那部5058番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 5 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市大字伊那部7658番地先から
伊那市大字伊那部7900番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 6 (1) 路線名 南箕輪沢渡線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市大字伊那3326番の1地先から
伊那市大字伊那33番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 7 (1) 路線名 伊那駒ヶ岳線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市大字伊那5764番の4地先から
伊那市大字伊那5778番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 8 (1) 路線名 西伊那線

(2) 供用を開始する区間

駒ヶ根市中沢7074番の3地先から

駒ヶ根市中沢7454番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

9(1) 路線名 芝平高遠線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡高遠町大字山室220番の3地先から

上伊那郡高遠町大字山室229番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

道路維持課

○長野県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 飯田富山佐久間線

(2) 供用を開始する区間

飯田市下久堅南原386番の3地先から

飯田市下久堅南原474番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

2(1) 路線名 伊那生田飯田線

(2) 供用を開始する区間

飯田市松尾上溝2982番の9地先から

飯田市鼎東鼎95番の11地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

3(1) 路線名 下条米川飯田線

- (2) 供用を開始する区間
飯田市千代2649番の6地先から
飯田市千代2570番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

道路維持課

○長野県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 256号
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡南木曾町吾妻字鹿ノ島3680番の3地先から
木曾郡南木曾町吾妻字額附入東ヶ沢2797番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 2(1) 路線名 361号
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾福島町新開4687番の1地先から
木曾郡木曾福島町新開4578番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 3(1) 路線名 荻原小川線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡上松町大字小川2134番の1地先から
木曾郡上松町大字小川2124番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日
- 4(1) 路線名 上松御岳線
- (2) 供用を開始する区間

木曾郡上松町旭町3番の2地先から
木曾郡上松町正島町1丁目16番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

道路維持課

○長野県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 信濃信州新線

(2) 供用を開始する区間

上水内郡小川村大字瀬戸川字四久保1165番の2地先から

上水内郡小川村大字瀬戸川字四久保1241番の4地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

2(1) 路線名 小川長野線

(2) 供用を開始する区間

上水内郡中条村大字御山里字東越屋6823番の2地先から

上水内郡中条村大字御山里字南小手屋7240番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

3(1) 路線名 古屋敷境ノ沢線

(2) 供用を開始する区間

上水内郡中条村大字日下野字古屋敷沖5778番の2地先から

上水内郡中条村大字日下野字松ノ木沖5829番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年2月18日

道路維持課